

地域づくりに興味がある皆さん

地域自治支援交付金を活用しませんか？

岡田地区地域づくりセンターでは、令和4年度から「地域自治支援交付金」を活用して、岡田地区をよりよくする地域づくり活動を支援しています！

どんな交付金なの？

今までの交付金制度では支給対象者となりにくかった NPO・市民活動団体・有志グループ等の地域活動を掘り起こし、多様な主体による地域づくりを推進するため、任意の団体・グループ等が提案する事業に対して選考により交付金を支給する制度です。

どんな活動に使えるの？

例えば…

- 子どもの居場所をつくりたい！
- 地域の多様な人が集まれる居場所をつくりたい！
- 若者が集う場所がほしい！
- 地域のお宝(自然・歴史 etc)を活用したイベントを行いたい！
- 地域の問題・課題に取り組みたい！ などなど



募集期間 令和6年4月1日～令和6年5月31日

交付予定額 上限10万円（重点課題に対する提案事業は除く）

対象団体 岡田地区で活動する団体等

申請方法 提案事業計画書を岡田地区地域づくりセンターへ提出

興味ある方は、
まずはお気軽に
ご相談ください！



お問い合わせ・ご相談は、
岡田地区地域づくりセンター
松本市大字岡田町517-1
電話 46-2313 FAX 45-1001
E-mail:okada-s@city.matsumoto.lg.jp

(対象経費一覧)

科目	対象経費(例)	対象外経費(例)
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会、学習会等の講師謝礼 ・ 行事などで車を出した運転手へのガソリン代(個人負担の実費相当分への対価) ・ 行事の景品、記念品代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が無報酬で実施すべき活動に対する報償的な経費 例)運動会スタッフへの日当 河川清掃参加者への謝礼
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視察研修等の交通費 ・ 講師を招聘する際の交通費、宿泊費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己負担すべき個人的経費 例)親睦旅行の交通費、宿泊費
役務費 通信運搬費 手数料 保険料 など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書発送等に係る郵便料金 ・ HPの管理運営費 ・ 活動時の保険料 	
需用費 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕料 賄材料費 医薬材料費 など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙、文房具等の事務用品の購入費 ・ 関係書籍、資料の購入 ・ 草刈機、除雪機などの燃料費 ・ 事業に必要な弁当代、お茶代 ・ 資料や冊子などの印刷製本費 ・ 写真の現像料 ・ 事業に使用する備品の修繕費 ・ 行事などで作る食事の賄材料費 ・ 行事などででの救急時に備える医薬品類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己負担すべき個人的経費 例)事業に直接関係のない弁当代、懇親会の飲食代
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの舞台装置、音響、電気配線設置の委託料 ・ 事業実施に係る事務業務の委託料 (できる限り団体で実施すること) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の企画や運営など、活動の中心となる部分の業者への委託
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行事などで利用する施設使用料 ・ 会議資料のコピー使用料 ・ 行事などで使用するトラックなどの車両借上料 ・ 視察研修などに使用する貸切バス 	
工事請負費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡や観光案内板などの設置工事 (できる限り団体で実施すること) 	
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案内看板など作成のための材料費 ・ 植樹のための苗木等の購入費 	
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区で使用する防災備品 ・ 事業で使用する備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の個人や団体に効果が限定される備品の購入 例)単位町会で使用する机
賃金	※ 緩やかな協議体の事務局職員の賃金のみ可とする。	
その他	・ 市長が必要と認める経費	